

平成24年6月22日
国土交通省
佐伯河川国道事務所

主要地方道「佐伯・蒲江線」片側規制のお知らせ

◆ 「片側通行規制について」のお知らせ

東九州自動車道は、福岡県北九州市を起点とし、大分県、宮崎県を經由し、鹿児島県鹿児島市に至る延長約436kmの高規格幹線道路です。このうち、佐伯河川国道事務所では、「佐伯～県境」間(約30km)を平成16年度より「新直轄事業」(国と地方の負担で、国土交通省が整備する事業)として整備を進めています。

現在、佐伯市青山三軒屋地区において東九州自動車道(佐伯～蒲江)三軒屋3工区改良工事(施工者：友岡組)の切土工事を実施しております。この切土箇所は主要地方道「佐伯・蒲江線」に隣接しており、のり面上部に転石が存在し、切土作業の一環としてこの転石の除去作業を行う必要が生じました。

このため、転石の除去作業時に主要地方道「佐伯・蒲江線」を通過する一般交通の安全確保のため、片側交互通行規制を行い作業を行います。

走行に際しては、速度規制標識並びに注意看板等に従い、充分注意して走行いただく様をお願いします。

記

- <期間> 平成24年6月25日～平成24年10月1日まで
※(上記期間中14日間程度の規制を随時実施します)
- <時間> 8:30～17:00
- <場所> 佐伯市大字青山三軒屋地区(別紙位置図参照)
- <目的> 県道佐伯蒲江線上部の転石除去の為
- <規制方法> 片側交互規制

※工事の進捗状況によっては、規制期間が変更となる場合があります。

《問い合わせ先》

- 国土交通省 佐伯河川国道事務所 建設専門官 八木 憲二(やぎけんじ)
(TEL) 0972-22-1880

東九州道(佐伯～蒲江)三軒屋3工区改良工事に伴う片側交通規制位置

